

香川県職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成20年3月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第25号

香川県職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する等の規則

(香川県職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 香川県職員の職の設置に関する規則(昭和32年香川県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号)第5条の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、県に、次に掲げる職を置き、職員、大学教員又は大学事務職員をもってこれに充てる。 本庁 (1)～(3) 略 <u>(4) 知事公室長</u> <u>(5)・(6) 略</u>  (7)～(34) 略 出先機関 (1)～(16) 略  <u>(17)～(54) 略</u>	地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号)第5条の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、県に、次に掲げる職を置き、職員、大学教員又は大学事務職員をもってこれに充てる。 本庁 (1)～(3) 略  <u>(4)・(5) 略</u> <u>(6) 知事公室長</u> (7)～(34) 略 出先機関 (1)～(16) 略 <u>(17) 分館長</u> <u>(18)～(55) 略</u>

(香川県行政組織規則の一部改正)

第2条 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(分掌事務) 第3条 略 政策課～統計調査課 略 文化振興課 (1)・(2) 略 (3) <u>香川県立ミュージアム</u> に関する事(教育委員会の所掌に属するも	(分掌事務) 第3条 政策部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 政策課～統計調査課 略 文化振興課 (1)・(2) 略 (3) <u>香川県歴史博物館及び香川県文化会館</u> に関する事(教育委員会の

のを除く。)。  
(4)・(5) 略

#### 第4条 略

総務学事課・総務事務集中課 略

税務課

(1)～(3) 略

(4) 県税外未収金の管理の総括に関すること。

(5)・(6) 略

人事・行革課・職員課 略

県民活動・男女共同参画課

(1)～(13) 略

(14) 消費生活センター、県民センター及び青年センターに関すること。

(15) 略

人権・同和政策課～秘書課 略

#### 第6条 略

健康福祉総務課

(1)～(11) 略

(12) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

(13)～(20) 略

長寿社会対策課 略

子育て支援課

(1)・(2) 略

(3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関すること。

(4)～(15) 略

障害福祉課 略

医務国保課

(1)～(6) 略

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療等に関すること（健康福祉総務課の所掌に属するものを除く。）。

所掌に属するものを除く。)。  
(4)・(5) 略

第4条 総務部の各課（防災局危機管理課を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。

総務学事課・総務事務集中課 略

税務課

(1)～(3) 略

(4)・(5) 略

人事・行革課・職員課 略

県民活動・男女共同参画課

(1)～(13) 略

(14) 消費生活センターに関すること。

(15) 県民センター及び青年センターに関すること。

(16) 略

人権・同和政策課～秘書課 略

第6条 健康福祉部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康福祉総務課

(1)～(11) 略

(12) 老人保健法（昭和57年法律第80号）に基づく医療等以外の保健事業に関すること。

(13)～(20) 略

長寿社会対策課 略

子育て支援課

(1)・(2) 略

(3)～(14) 略

障害福祉課 略

医務国保課

(1)～(6) 略

(7) 老人保健法に基づく医療等に関すること。

(8) 重度心身障害者、母子家庭等の医療費の支給に関すること。

(9)～(11) 略

薬務感染症対策課・生活衛生課 略

#### 第8条 略

農政課～畜産課 略

土地改良課

(1)・(2) 略

(3) 香川用水に関すること (水資源対策課の所掌に属するものを除く。)。

(4)～(13) 略

農村整備課・水産課 略

#### 第9条 略

土木監理課～道路課 略

河川砂防課

(1)～(9) 略

(10) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律  
(平成12年法律第57号)の施行に関すること。

(11)・(12) 略

港湾課～住宅課 略

#### 第10条 略

会計課

(1)～(7) 略

(8) 会計事務の検査に関すること。

(9)～(12) 略

(13)・(14) 略

審査課 略

(職務)

#### 第12条 略

2・3 略

4 知事公室長は、知事の命を受けて、国際交流、広聴及び広報並びに秘書  
に関する特命事項を掌理する。

(8) 老人、重度心身障害者、母子家庭等の医療費の支給に関すること。

(9)～(11) 略

薬務感染症対策課・生活衛生課 略

#### 第8条 農政水産部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

農政課～畜産課 略

土地改良課

(1)・(2) 略

(3) 香川用水に関すること (環境政策課の所掌に属するものを除く。)。

(4)～(13) 略

農村整備課・水産課 略

#### 第9条 土木部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

土木監理課～道路課 略

河川砂防課

(1)～(9) 略

(10)・(11) 略

港湾課～住宅課 略

#### 第10条 出納局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

会計課

(1)～(7) 略

(8) 会計検査に関すること。

(9)～(12) 略

(13) 県税外未収金の管理に関すること。

(14)・(15) 略

審査課 略

(職務)

#### 第12条 略

2・3 略

<p>5・6 略</p> <p>7～13 略</p>	<p>4・5 略</p> <p>6 知事公室長は、知事の命を受けて、国際交流、広聴及び広報並びに秘書に関する特命事項を掌理する。</p> <p>7～13 略</p>
----------------------------	--

(香川県教育委員会教育長に対する教育財産に関する事務委任規則の一部改正)

第3条 香川県教育委員会教育長に対する教育財産に関する事務委任規則(昭和39年香川県規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 教育財産(香川県立ミュージアムに係るものを除く。)に関する事務のうち、次に掲げる事務は、香川県教育委員会教育長に委任する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>第1条 教育財産(香川県文化会館及び香川県歴史博物館に係るものを除く。)に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務は、香川県教育委員会教育長に委任する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(庁舎管理規則の一部改正)

第4条 庁舎管理規則(昭和46年香川県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>別表(第2条、第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">出先機関等</th> <th style="width: 50%;">庁舎管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 香川県東讃県税事務所、香川県精神保健福祉センターその他香川県高松合同庁舎にある機関</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>3～34 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	出先機関等	庁舎管理者	1 略		2 香川県東讃県税事務所、香川県精神保健福祉センターその他香川県高松合同庁舎にある機関	略	3～34 略		<p>別表(第2条、第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">出先機関等</th> <th style="width: 50%;">庁舎管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 香川県消費生活センター、香川県東讃県税事務所、香川県精神保健福祉センターその他香川県高松合同庁舎にある機関</td> <td>香川県東讃県税事務所長</td> </tr> <tr> <td>3～34 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	出先機関等	庁舎管理者	1 略		2 香川県消費生活センター、香川県東讃県税事務所、香川県精神保健福祉センターその他香川県高松合同庁舎にある機関	香川県東讃県税事務所長	3～34 略	
出先機関等	庁舎管理者																
1 略																	
2 香川県東讃県税事務所、香川県精神保健福祉センターその他香川県高松合同庁舎にある機関	略																
3～34 略																	
出先機関等	庁舎管理者																
1 略																	
2 香川県消費生活センター、香川県東讃県税事務所、香川県精神保健福祉センターその他香川県高松合同庁舎にある機関	香川県東讃県税事務所長																
3～34 略																	

(香川県立川部みどり園規則の一部改正)

第5条 香川県立川部みどり園規則(平成8年香川県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(組織)</p> <p>第2条 みどり園に、総務課、わかば児童課、みどり成人課及び<u>地域生活支援課</u>を置く。</p> <p>(分掌事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>地域生活支援課</u>の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>障害者福祉に関する研修事業に関すること。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 みどり園に、総務課、わかば児童課、みどり成人課及び<u>地域療育課</u>を置く。</p> <p>(分掌事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>地域療育課</u>の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>
--	---

(香川県小豆総合事務所規則の一部改正)

第6条 香川県小豆総合事務所規則(平成14年香川県規則第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(補職)</p> <p>第5条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">小豆総合事務所健康福祉課、保健対策課及び衛生課に勤務を命ぜられた職員</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">香川県小豆保健所</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">小豆総合事務所農業改良普及課に勤務を命ぜられた職員</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">香川県小豆農業改良普及センター</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">小豆総合事務所家畜保健衛生室に勤務を命ぜられた職員</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">香川県東部家畜保健衛生所小豆支所</td> </tr> </table>	小豆総合事務所健康福祉課、保健対策課及び衛生課に勤務を命ぜられた職員	香川県小豆保健所	小豆総合事務所農業改良普及課に勤務を命ぜられた職員	香川県小豆農業改良普及センター	小豆総合事務所家畜保健衛生室に勤務を命ぜられた職員	香川県東部家畜保健衛生所小豆支所	<p>(補職)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる職員は、それぞれ同表の右欄に掲げる出先機関に勤務を命ぜられたものとみなす。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">小豆総合事務所<u>生活福祉課</u>、健康福祉課、保健対策課及び衛生課に勤務を命ぜられた職員</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">香川県小豆保健所</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">小豆総合事務所農業改良普及課に勤務を命ぜられた職員</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">香川県小豆農業改良普及センター</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">小豆総合事務所家畜保健衛生室に勤務を命ぜられた職員</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">香川県東部家畜保健衛生所小豆支所</td> </tr> </table>	小豆総合事務所 <u>生活福祉課</u> 、健康福祉課、保健対策課及び衛生課に勤務を命ぜられた職員	香川県小豆保健所	小豆総合事務所農業改良普及課に勤務を命ぜられた職員	香川県小豆農業改良普及センター	小豆総合事務所家畜保健衛生室に勤務を命ぜられた職員	香川県東部家畜保健衛生所小豆支所
小豆総合事務所健康福祉課、保健対策課及び衛生課に勤務を命ぜられた職員	香川県小豆保健所												
小豆総合事務所農業改良普及課に勤務を命ぜられた職員	香川県小豆農業改良普及センター												
小豆総合事務所家畜保健衛生室に勤務を命ぜられた職員	香川県東部家畜保健衛生所小豆支所												
小豆総合事務所 <u>生活福祉課</u> 、健康福祉課、保健対策課及び衛生課に勤務を命ぜられた職員	香川県小豆保健所												
小豆総合事務所農業改良普及課に勤務を命ぜられた職員	香川県小豆農業改良普及センター												
小豆総合事務所家畜保健衛生室に勤務を命ぜられた職員	香川県東部家畜保健衛生所小豆支所												

(香川県消費生活センター規則の一部改正)

第7条 香川県消費生活センター規則(平成14年香川県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p>(職員)</p>

(利用時間)

第3条 略

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、センターを利用することができる時間を変更することができる。

(利用することができない日)

第4条 略

(利用の制限)

第5条 知事は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を拒否し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1)～(3) 略

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、センターについて必要な事項は、別に定める。

第3条 センターに、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 次長
- (3) 副主幹
- (4) 主任
- (5) その他の職員

(職務)

第4条 所長は、上司の命を受けてセンターの業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

2 次長は、所長を補佐する。

3 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、業務を処理する。

4 その他の職員は、上司の命を受けて、業務に従事する。

(利用時間)

第5条 略

2 所長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、センターを利用することができる時間を変更することができる。

(利用することができない日)

第6条 略

(利用の制限)

第7条 所長は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を拒否し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1)～(3) 略

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターについて必要な事項は、所長が別に定める。

(香川県保健所規則の一部改正)

第8条 香川県保健所規則（平成14年香川県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(組織)</p> <p>第1条 略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">略</td> <td>健康福祉課 保健対策課 衛生課</td> </tr> <tr> <td>香川県小豆保健所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	略	健康福祉課 保健対策課 衛生課	香川県小豆保健所		略		<p>(組織)</p> <p>第1条 次の表の左欄に掲げる保健所に、それぞれ同表の右欄に掲げる課又は室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">略</td> <td>生活福祉課 健康福祉課 保健対策課 衛生課</td> </tr> <tr> <td>香川県小豆保健所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	略	生活福祉課 健康福祉課 保健対策課 衛生課	香川県小豆保健所		略	
略	健康福祉課 保健対策課 衛生課												
香川県小豆保健所													
略													
略	生活福祉課 健康福祉課 保健対策課 衛生課												
香川県小豆保健所													
略													

(香川県歴史博物館の管理運営のための組織規則の一部改正)

第9条 香川県歴史博物館の管理運営のための組織規則（平成19年香川県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>香川県立ミュージアム</u>の管理運営のための組織規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>香川県立ミュージアム</u>（以下「ミュージアム」という。）の管理運営を行うための組織について定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 <u>ミュージアム</u>に、総務課、学芸課、<u>瀬戸内海歴史民俗資料館</u>（以下「資料館」という。）及び<u>香川県文化会館</u>（以下「文化会館」という。）を置く。</p> <p>(分掌事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>学芸課、資料館及び文化会館</u>の所掌に属しない事項に関する事。</p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>歴史、芸術</u>及び民俗に関する資料（以下「資料」という。）の収</p>	<p style="text-align: center;"><u>香川県歴史博物館</u>の管理運営のための組織規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>香川県歴史博物館</u>（以下「博物館」という。）の管理運営を行うための組織について定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 <u>博物館</u>に、総務課、学芸課及び<u>瀬戸内海歴史民俗資料館</u>（以下「資料館」という。）を置く。</p> <p>(分掌事項)</p> <p>第3条 総務課は、次の事務を処理する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>学芸課及び資料館</u>の所掌に属しない事項に関する事。</p> <p>2 学芸課は、次の事務を処理する。</p> <p>(1) <u>歴史及び民俗</u>に関する資料（以下「資料」という。）の収集及び</p>

集及び保管に関すること。

(2)～(4) 略

(5) 歴史、芸術及び民俗についての講演会、講習会等の開催に関する  
こと。

3 略

(1)～(6) 略

4 文化会館は、次の事務を処理する。

(1) 文化会館の施設、附属設備、器具等の利用及び管理に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、館長が文化会館に処理させることが適  
当と認められた事務に関すること。

(職員)

第4条 ミュージアムに、次の職員を置く。

(1)～(3) 略

(4) 瀬戸内海歴史民俗資料館長

(5) 香川県文化会館長

(6)～(16) 略

(職務)

第5条 館長は、上司の命を受けて、ミュージアムの業務を掌理し、所属  
の職員を指揮監督する。

2・3 略

4 瀬戸内海歴史民俗資料館長は、上司の命を受けて、資料館の事務を処  
理する。

5 香川県文化会館長は、上司の命を受けて、文化会館の事務を処理する。

6 略

7 主任専門職員、主任専門学芸員、主任文化財専門員、専門職員、専門  
学芸員、文化財専門員、主任学芸員及び学芸員は、上司の命を受けて、  
ミュージアムの専門的事務を処理する。

8 略

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、ミュージアムの組織に関し必要な  
事項は、別に定める。

保管に関すること。

(2)～(4) 略

(5) 歴史及び民俗についての講演会、講習会等の開催に関すること。

3 資料館は、次の事務を処理する。

(1)～(6) 略

(職員)

第4条 博物館に、次の職員を置く。

(1)～(3) 略

(4) 分館長

(5)～(15) 略

(職務)

第5条 館長は、上司の命を受けて、博物館の業務を掌理し、所属の職員  
を指揮監督する。

2・3 略

4 分館長は、上司の命を受けて、資料館の事務を処理する。

5 略

6 主任専門職員、主任専門学芸員、主任文化財専門員、専門職員、専門  
学芸員、文化財専門員、主任学芸員及び学芸員は、上司の命を受けて、  
博物館の専門的事務を処理する。

7 略

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、博物館の組織に関し必要な事項は、  
別に定める。

(香川県文化会館使用料規則及び香川県文化会館の管理運営のための組織規則の廃止)

第10条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 香川県文化会館使用料規則 (昭和41年香川県規則第46号)
- (2) 香川県文化会館の管理運営のための組織規則 (平成19年香川県規則第30号)

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。